

愛知県高齢者虐待対応マニュアル

総論編

愛知県健康福祉部高齢福祉課

はじめに

高齢者への虐待は、介護保険制度の普及とともに、家庭や介護施設などで表面化し、社会問題となっています。高齢者虐待は、複雑な家庭環境だけでなく、さまざまな家庭の中で起きているのも事実です。

平成18年4月1日、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、養護者（家庭）及び施設従事者等（施設等）による高齢者虐待対応の窓口として、市町村が大変重要な役割を担うことになりました。

これまで県では、平成15年度に「家庭内の高齢者虐待実態調査」の実施、16年度に「報告書」の作成、17年度には「事例編」の作成、シンポジウム、研修会の開催、高齢者虐待防止ネットワークモデル事業を行うなど家庭内の高齢者虐待の防止に取り組んできました。

そして、今年度はこれまでの取り組みを基に、高齢者虐待対応で困った時、解決の糸口となるよう、養護者による高齢者虐待対応マニュアルを作成することとなりました。

このマニュアルは、「総論編」と「事例編」に分かれています。「総論編」では、厚生労働省を始めとする各地で既に作成されているマニュアルの中から解決の糸口に必要内容を抜粋させていただくとともに、高齢者虐待への対応の基本やネットワーク構築に向けて行う作業等を加えています。また「事例編」では愛知県がこれまでまとめてきた事例を、委員の皆様に検証していただき、個別支援に役立つものとなるように作成しましたので、市町村を始めとする関係機関において参考にいただければ幸いです。

なお、本マニュアル作成にあたり、ご指導、ご協力いただきました、日本福祉大学の加藤悦子講師を始め、高齢者虐待対応マニュアル作成委員会の委員の皆様に対し、深く感謝を申し上げます。

平成19年1月

愛知県健康福祉部高齢福祉課長

吉 田 良 平

「愛知県高齢者虐待対応マニュアル」の活用にあたって

私たちはふだん生活するなかで、いろいろなマニュアルを手にする機会があります。
…それは、どんな場合でしょうか？

「使い方が分からない」「(機械の場合)うまく動かない」「問合せ先はどこか」等々。
自分の今ある知識で解決できないとき、マニュアルを手に取り、打開策を見出そう
とします。

本マニュアル作成にあたり、はじめに委員会で考えたことは「高齢者虐待への対応
で困ったとき、何とか解決の手がかりを見つけることができるように」でした。それ
を念頭に置きながら、結果として、2つのマニュアル(総論編と事例編)を作成しま
した。高齢者虐待への対応で知っておかねばならないことは何か、最も適切な支援を
するために、配慮すべきことは何か。これらの点に焦点を当てたのが「総論編」、虐待
事例への対応にあたり何に配慮すべきか、困ったときにはどうすればよいか。個別支
援への具体的な対応のあり方に焦点を当てたのが「事例編」です。

「総論編」の作成にあたり、特に力を入れたのは「目次」の検討です。そもそも、
虐待対応にはどのような情報が必要なのか。皆はどのようなとき、対応に迷うのだろ
うか。厚生労働省をはじめ横須賀市、東京都世田谷区、大府市、モデル事業を行った
豊川市など、全国各地のマニュアルを読みくらべ、必要と思われる記述を抜き出す作
業を行いました。愛知県独自のオリジナリティに欠けるのでは、と思う方がいらっし
やるかもしれません。しかし、先に述べたように、マニュアルで最も大事なことは、
「困ったとき、解決の手がかりが得られる」ことだと考えます。その点から言えば、
このマニュアルは高齢者虐待に関する日本全国の知恵の結集であり、質の高いものにな
ったと思います。特に、4「各段階における援助の実施方法」では、世田谷区が昨
年3月、延べ355人の協力を得、6回のワークショップを経て作り上げたマニュアル
の内容をほぼそのままの形で掲載させていただきました。関係者の皆様にはこの場
をお借りして心からお礼を申し上げます。また、マニュアル作成委員の皆様には全
ての原稿に目を通していただき、現場の視点から情報を精選し、必要に応じて記述を加
え、愛知県独自の情報も多く盛り込んでいただきました。そのおかげで内容がより具
体的で、役に立つものになったと思います。ありがとうございました。

さて、このマニュアル「総論編」を活用するにあたり、一つお願いがあります。実はこのマニュアル、まだ完成ではありません。それぞれの市町村独自の「高齢者虐待の実態」「対応システム」を付け加える必要があります。どうか皆様、3(2)「ネットワーク構築に向けて行う作業」をよく読み、議論を深め、「市(町村)における高齢者虐待の実態」「市(町村)の対応システム」のページを作成してください。そうすることにより、自分たちの地域の実態に即した、独自の高齢者虐待対応マニュアルができあがると思います。

…この先、地域にどのような動きが生じるのでしょうか。これからの県内の動きを注意深く見ていきたいと思います。このマニュアルを手にとった方々が、自らの地域の社会資源を見直し、現状を把握し、虐待対応・防止に向けたネットワーク構築に一步踏み出す…そのような動きが生じることを、委員一同、心から願っています。

愛知県高齢者虐待対応マニュアル作成委員会 委員長

日本福祉大学 加藤悦子

目 次

1 高齢者虐待とは	1
2 養護者による高齢者虐待の実態	5
3 養護者による高齢者虐待への対応	
(1) なぜネットワークで対応するのか	13
(2) ネットワーク構築に向けて行う作業	15
(3) 関係機関の役割	19
(4) 市町村の対応システム	33
(5) ネットワーク会議の運営方法	49
4 各段階における援助の実施方法	
(1) 発見	51
(2) 連絡・通報・相談	57
(3) 介入	61
(4) 援助の実施と連携	75
(5) 家族への援助	81
5 関係資料	
(1) 関係法規	89
(2) 関係通知	99
(3) 社会資源リスト	111
(4) 様式等一覧	125
(5) 参考：厚生労働省マニュアル 目次	135
「市町村・都道府県における高齢者虐待の対応と養護者支援について」	
引用・参考文献	137